

# 大阪市高速電気軌道株式会社が所有する用地との 境界確認申請の手続きについて

## ① 申請

大阪市高速電気軌道株式会社所定の「境界確認立会願」を使用して下さい。

所定用紙は、②に記載の受付窓口に備え付けております。

なお、Eメール・FAXに限り所定用紙をご送付できますので、詳細は受付窓口へご連絡ください。

(添付書類)

- ・付近見取り図 申請地がわかる位置図(住宅地図等)
- ・土地登記簿謄本の写し 申請地分を1通(発行日から3ヶ月以内のもの)
- ・土地調書 申請地の近接地の地番、地積、所有者等を調査した調書
- ・印鑑証明書等 原本を1通(発行日から3ヶ月以内のもの)  
(法人の場合は、代表者事項証明書も提出願います。)  
※ただし、境界確認種別が「立会」のみの場合は必要ありません。
- ・委任状 別途所定様式のとおり又はこれに準ずるもの
- ・法務局備付地図の写し 不動産登記法第14条地図又はこれに準ずる地図、いわゆる「公図」

## ② 受付

※ 郵送等での受付業務は行っておりません。

受付窓口 (住所) 大阪市西区九条南1-12-62 (10階)  
大阪市高速電気軌道株式会社  
交通事業本部事業推進部用地課までご提出願います。  
電話 06-6585-6211

## ③ 現地立会

現地で境界について協議を行います。(※立会日については、後日調整方願います)

## ④ 境界確定

当社担当者と調整のうえ、申請者において境界確定図面(3部)の作成方願います。

## ⑤ 境界確認協議書の締結

※ 境界確認協議書の締結の際には、協議書に境界確定図面を添付したものを、申請人保管用及び当社保管用に1部ずつ、決裁用に写し(押印無し)を1部ご提出ください。

また、申請地及び当社所有地の土地登記簿謄本(原本)を、地番毎に1通ご提出願います。

(注意事項)

土地所有者が複数の場合、「境界確認立会願」は代表者での申請も可能ですが、後日締結する境界確認協議書においては、土地所有者全員の記名押印が必要となります